用する方法により行う」に改め、「（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第四十八条の十三」を「第四十八条の十三第二項」に改め、「第十三条第一項」の下に「若しくは第十三条の二第一項」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、日本税理士会連合会又は税理士会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（次項において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二十七条に第一項として次の一項を加える。

日本税理士会連合会又は税理士会に対して行うこととされている法又はこの省令に係る申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）を、情報通信技術活用法第六条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法及びこの条の定めるところによる。

第二十七条に次の一項を加える。

6　前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

**第三条**　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の六第五項、第十八条の十五の三第二十三項及び第二十四項、第十八条の二十一第二十二項、第十九条の十六第二項及び第三項並びに第二十二条の十の四第二項及び第三項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

第二十二条の十五第五項及び第二十二条の七十七の二第三項を削る。

第三十一条の八第二項ただし書を削る。

第三十九条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

**第四条**　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の二第一項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改め、同条第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」を「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第五号」を「第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

第三十七条の二第一項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改め、同条第二項中「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」を「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第七項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

第三十七条の十五の二第一項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改め、同条第二項中「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」を「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第七項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

第三十七条の十五の二第一項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（登録免許税法施行規則の一部改正）

**第五条**　登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」及び「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条中「は、」の下に「登記事項証明書その他の書類で」を加え、「書類と」を「ものと」に改める。

第二十七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」を削り、「を受ける者又は」を「の申請を行う者又は嘱託を行う」に、「登記等の」を「当該登記等の」に改める。

（消費税法施行規則の一部改正）

**第六条**　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出等」に改め、同条第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第五号」を「第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項及び第六項中「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術の利用に関する省令」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項ただし書及び第十六条の二第二項ただし書を削る。

第十七条第三項ただし書を削り、同条第八項中「第三項本文」を「第三項」に改める。